

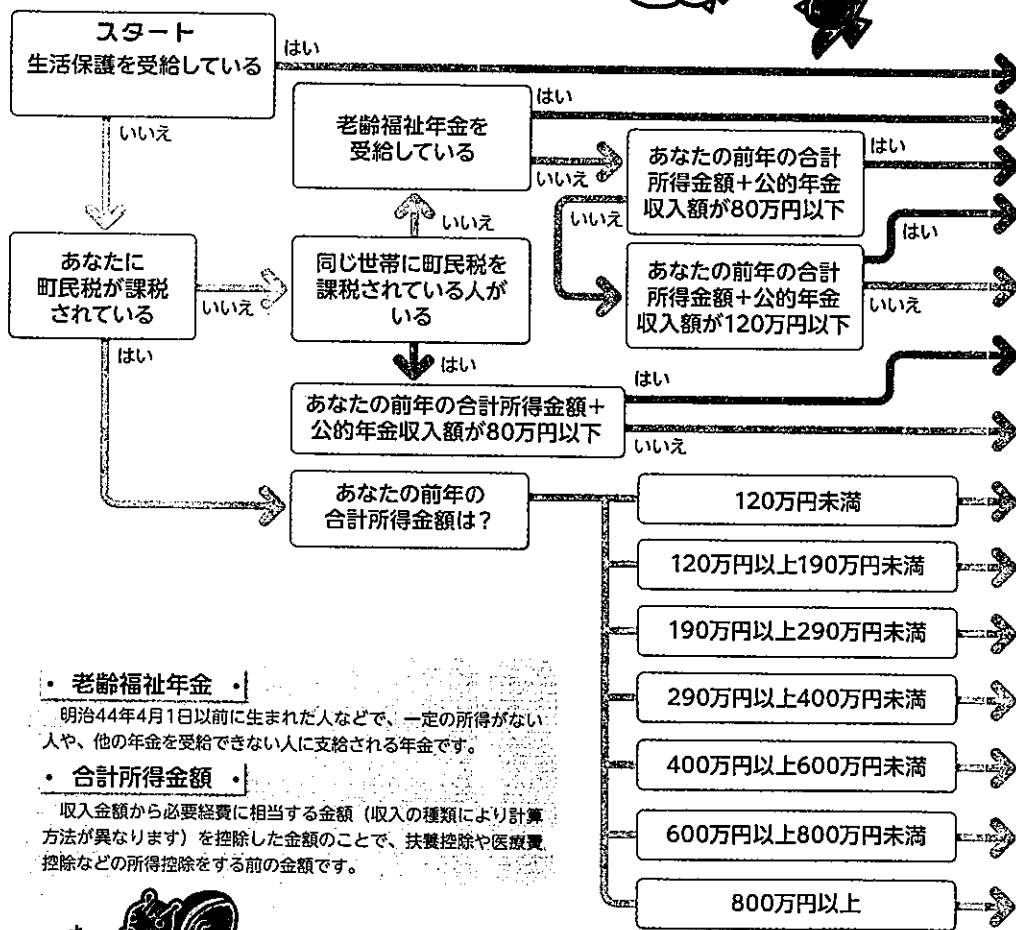
あなたの介護保険料を確認しましょう



■平成27～29年度 介護保険料

保険料段階	対 象 者	保険料率	保険料 (年額)	月額のみやす
第1段階	生活保護の受給者または、老齢福祉年金の受給者で世帯全員が町民税非課税の人 世帯全員が町民税非課税で、合計所得金額と公的年金収入額の合計額が80万円以下の人	基準額 ×0.50	※33,130円	2,761円
第2段階	世帯全員が町民税非課税で、合計所得金額と公的年金収入額の合計額が120万円以下の人	基準額 ×0.70	46,380円	3,865円
第3段階	世帯全員が町民税非課税で、保険料段階が第1段階、第2段階以外の人	基準額 ×0.75	49,690円	4,141円
第4段階	○本人が町民税非課税(世帯内に町民税課税者がいる)で、合計所得金額と公的年金収入額の合計額が80万円以下の人	基準額 ×0.90	59,630円	4,969円
第5段階	○本人が町民税非課税(世帯内に町民税課税者がいる)で、保険料段階が第4段階以外の人	基準額 ×1.00	66,260円	5,522円
第6段階	○本人が町民税課税で、本人の合計所得金額が120万円未満の人	基準額 ×1.20	79,510円	6,626円
第7段階	○本人が町民税課税で、本人の合計所得金額が120万円以上～190万円未満の人	基準額 ×1.30	86,140円	7,178円
第8段階	○本人が町民税課税で、本人の合計所得金額が190万円以上～290万円未満の人	基準額 ×1.50	99,390円	8,283円
第9段階	○本人が町民税課税で、本人の合計所得金額が290万円以上～400万円未満の人	基準額 ×1.70	112,640円	9,387円
第10段階	○本人が町民税課税で、本人の合計所得金額が400万円以上～600万円未満の人	基準額 ×1.75	115,960円	9,663円
第11段階	○本人が町民税課税で、本人の合計所得金額が600万円以上～800万円未満の人	基準額 ×1.85	122,580円	10,215円
第12段階	○本人が町民税課税で、本人の合計所得金額が800万円以上の人	基準額 ×1.95	129,210円	10,768円

※平成27・28年度については、保険料の軽減により29,817円となる予定です。



・ 老齢福祉年金 ・

明治44年4月1日以前に生まれだ人などで、一定の所得がない人や、他の年金を受給できない人に支給される年金です。

・ 合計所得金額 ・

収入金額から必要経費に相当する金額(収入の種類により計算方法が異なります)を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。

